

# 安全保障貿易管理と大学・研究機関における 機微技術管理について

令和 5 年 1 月  
経済産業省  
安全保障貿易管理課

# **1. 経済安全保障を巡る動向**

# **2. 安全保障貿易管理制度**

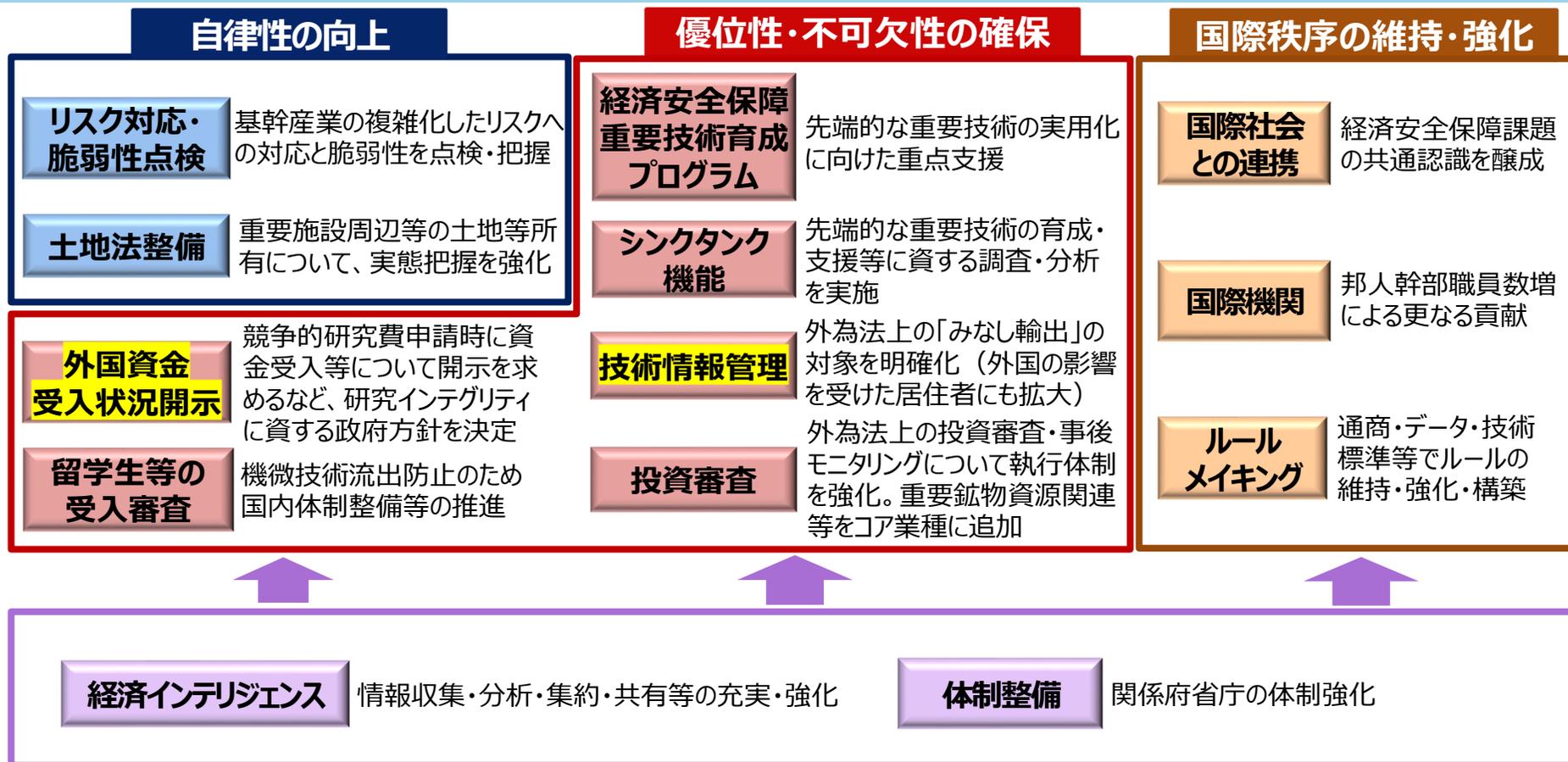
～みなし輸出管理の運用明確化等の制度見直し～

# **3. 大学・研究機関における機微技術管理**

# **1. 経済安全保障を巡る動向**

# 経済安全保障の体系

- 経済安全保障政策の大きな方向性は①サプライチェーンの強靱化や基幹インフラの信頼性確保などを通じた**自律性の向上**、②重要技術の育成による技術の**優位性・不可欠性の確保**、③基本的価値やルールに基づく**国際秩序の維持・強化**。
- 近年、軍民融合や新興技術の進展を受けて、技術の流出パターンが多様化する中、特に**人を介した技術流出への対応が重要課題**に。



# 調達活動の多様化・巧妙化

- 軍事分野におけるデュアルユース※<sup>1</sup>の重要性が高まる中で、流通形態が複雑化している。
- この結果、懸念のある主体が、様々な手段を使ってそのエンドユーザーとしての存在を隠しながら、機微技術※<sup>2</sup>や軍事転用可能な貨物を獲得することが可能となっているおそれがある。

## 輸出取引

- ・ フロントカンパニー
- ・ 第三国経由
- ・ 使用者・用途等の偽装

## 技術取引

- ・ フロントカンパニー
- ・ メール、クラウド
- ・ 展示会、講演

## 企業買収

- ・ 外国政府の影響
- ・ 国公営ファンドによる支援

## 学術交流・研究交流

- ・ 教員、研究者、留学生
- ・ 共同研究
- ・ ピアレビュー

## 人材採用・求職活動

- ・ ヘッドハント
- ・ 重要企業への就職

## 技術窃取

- ・ サイバー攻撃
- ・ 産業スパイ

※1 「デュアルユース」とは、軍民両用であることをいう。

※2 「機微技術」とは軍事に用いられる可能性の高い、外為令等に規定される技術をいう。

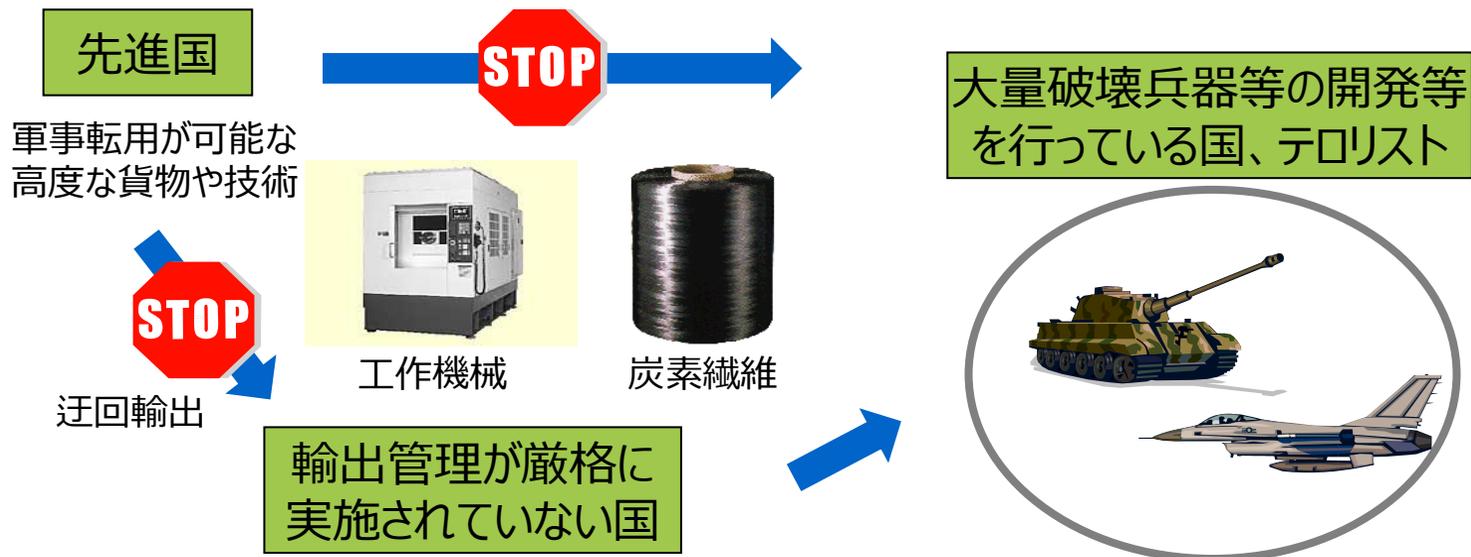
## **2. 安全保障貿易管理制度**

**～みなし輸出管理の運用明確化等の制度見直し～**

# 安全保障貿易管理とは

- **軍事転用可能な貨物や技術**が、大量破壊兵器や通常兵器の開発・製造・使用・貯蔵を行っているような国に渡った場合、国際的な脅威となり、情勢が不安定化するおそれ。
- 軍事転用を防ぐために、**有志国が国際的に協調して輸出管理を推進**。
- 我が国は、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づき輸出管理を実施。

目的	我が国を含む国際的な平和及び安全の維持
手段	武器や軍事転用可能な貨物や技術が、我が国の安全等を脅かすおそれのある国家やテロリスト等、懸念活動を行うおそれのある者に渡ることを防ぐための輸出管理等



# 技術取引に対する規制：貨物の輸出と技術の提供の相違

## －日本－



船積み      航空機への積み込み



留学生等受入れ (非居住者等)  
技術指導等

メール送信や  
オンライン会議

USBの持ち出し

## －外国－



サンプル品の  
持ち出し

自作の研究資機材  
の海外送付



設計図データ  
の提供

研究指導

→  
**貨物の輸出**  
(研究試料等の持ち出し等)

**注意** ハンドキャリーでの  
持ち出しも輸出

←

→  
**技術の提供**  
(技術情報の提供等)

**注意** 技術取引は日本国内においても発生する可能性あり！

# どのような機会に輸出管理が必要となるか

- サンプル品や研究資機材の持ち出し（貨物の輸出）、技術の提供時に外為法上の許可取得が必要となるケースがある。
- 大学・研究機関での研究成果が軍事転用されるリスクがあることを念頭に、輸出管理を厳格に行うことが重要。

技術提供等の機会	具体例
研究試料等の持ち出し、海外送付	<ul style="list-style-type: none"><li>○ サンプル品の持ち出し、海外送付</li><li>○ 自作の研究資機材を携行、海外送付</li></ul>
学生・研究者等への技術提供	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実験装置の貸与に伴う提供</li><li>○ 研究指導に伴う実験装置の改良、開発</li><li>○ 技術情報をFAXやUSBメモリを用いて提供</li><li>○ 電話や電子メールでの提供</li><li>○ 授業、会議、打合せ（オンライン含む）</li><li>○ 研究指導、技能訓練</li></ul>
外国の大学や企業との共同研究の実施や研究協力協定の締結	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 実験装置の貸与に伴う提供</li><li>○ 共同研究に伴う実験装置の改良、開発</li><li>○ 技術情報をFAXやUSBメモリに記憶させて提供</li><li>○ 電話や電子メールでの提供</li><li>○ 会議、打合せ（オンライン含む）</li></ul>
外国からの研究者の訪問	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 研究施設の見学</li><li>○ 工程説明、資料配付</li></ul>
非公開の講演会・展示会	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 技術情報を口頭で提供</li><li>○ 技術情報をパネルに展示</li></ul>

# 例外規定の適用確認

- ①公知の技術を提供する取引や②基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引等において、例外規定に該当する場合には特例として許可取得は不要。
- 意図せぬ法令違反を防ぐため、特例が適用できる場合／できない場合を正しく理解し、特例を適用する場合はその根拠を組織として確認することが重要。

## 公知の技術を提供する取引

- 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するもの
  - － 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
  - － 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
  - － 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
  - － ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
  - － 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

## 基礎科学分野の研究活動において技術を提供する取引

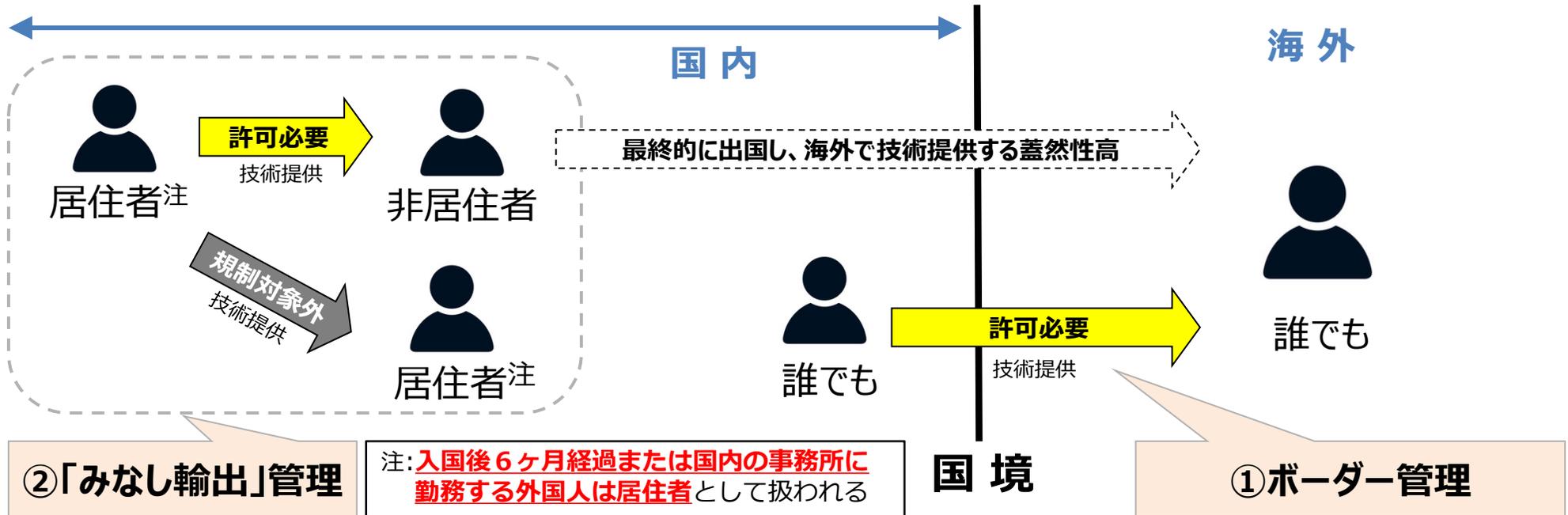
- 自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的方法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないもの

## 留意点

- 学会発表において、参加者に守秘義務を課すなど、すべての技術を公知としない場合や、参加者が不特定多数では無く特定多数である場合には特例は適用されない。
- 技術論文を外国のジャーナルに投稿する場合は許可不要。ただし、将来的に公表する予定であっても投稿前に共著者等に技術情報を提供する場合には特例は適用されない。
- 自然科学分野の原理の究明を主目的とした研究活動であっても、特定の製品の設計又は製造を目的とする場合には特例は適用されない。
- 共同研究では特定の製品への応用を目的としたものなど特例が適用されない場合が多く、特に注意が必要。

# 外為法に基づき許可対象となる技術提供

- 我が国では外為法に基づき以下の機微技術提供を管理（経産省への許可申請義務付け）。
  - ① **国境を越える技術提供**（ボーダー管理）
  - ② **国内における技術提供についても、非居住者は最終的に出国する蓋然性が高いことから、居住者から非居住者に対する提供を管理**している（「みなし輸出」管理）
- **入国後6ヶ月経過または国内の事務所に勤務する外国人は居住者として扱われ、「みなし輸出」管理の対象外。** → **外国の影響下にある居住者からの機微技術流出懸念に対応できない**



# 「みなし輸出」 管理の運用明確化

- 雇用契約や経済的利益等に基づき外国政府や外国法人（非居住者）の強い影響を受けている状態（特定類型）に該当する居住者への機微技術提供についても、「みなし輸出」管理の対象であることを明確化。（令和4年5月より適用開始）

許可申請義務



居住者



許可必要

技術提供



非居住者の強い  
影響下にある  
居住者



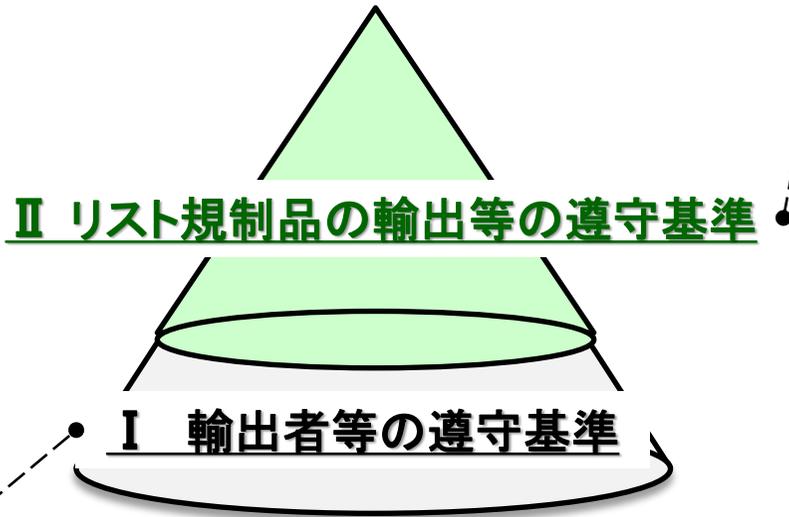
外国政府や外国法人  
(非居住者)

- ① 外国政府等や外国法人等との間で雇用契約等の契約を締結し、当該外国政府等や外国法人等の指揮命令に服する又はそれらに善管注意義務を負う者 への提供
- ② 経済的利益に基づき、外国政府等の実質的な支配下にある者 への提供
- ③ 国内において外国政府等の指示の下で行動する者 への提供

# 輸出者等遵守基準の概要

- 外為法に基づき、不正輸出を未然に防止するため、業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）が遵守すべき基本的な事項を省令で規定。
- 安全保障上機微な特定重要貨物（リスト規制品）を扱う輸出者等は、以下の I 及び II の基準を遵守する必要。リスト規制品等を扱わない場合は I のみを遵守。

※ 経済産業大臣は、基準に従い指導や助言、違反があった際には勧告・命令を行うことができる（命令に違反した場合のみ罰則の対象）



## I 輸出等を行うに当たって遵守する基準

- ① リスト規制品に該当するか否かを確認する責任者を定めること。
- ② 輸出等業務従事者への最新の法令の周知、その他関係法令の規定を遵守させるための必要な指導を行うこと。

## II リスト規制品の輸出等を行うに当たって遵守する基準

※赤字は令和4年5月1日施行の改正で追加

- ① 組織の代表者を輸出管理の責任者とする。
- ② 組織内の輸出管理体制（業務分担・責任関係）を定めること。
- ③ 該非確認に係る手続を定めること。
- ④ 輸出等に当たり用途確認及び**需要者等の確認**を行う手続を定め、手続に従って確認を行うこと。**需要者以外から用途及び需要者の確認に必要な情報を得ている場合は、信頼性を高めるための手続を定め、当該手続に従って用途及び需要者の確認を行うこと。**
- ⑤ 出荷時に、該非確認した貨物等と一致しているか確認を行うこと。
- ⑥ 輸出管理の監査手続を定め、実施するよう努めること。
- ⑦ 輸出管理の責任者及び従事者に研修を行うよう努めること。
- ⑧ **子会社が輸出等の業務に関わる場合は、当該子会社に対して指導等を行う体制及び手続を定め、定期的に指導等を行うよう努めること。**
- ⑨ 輸出等関連文書を適切な期間保存するよう努めること。
- ⑩ 法令違反したとき及び法令違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること。

# みなし輸出管理の運用明確化の周知に向けた取り組み

- 令和3年11月の制度見直し内容の公表以降、産業界、アカデミアからいただいた幅広いご意見を踏まえ、経産省内に問い合わせ窓口を開設、これまで**約700件の相談案件に対応。Q&Aをホームページに掲載、公表説明会の開催、ガイダンスの改訂等を通じ、制度の理解促進を図っている。**

## ①相談窓口の開設・Q&Aの公表（令和3年11月）

- ✓ 安全保障貿易管理課にみなし輸出管理運用明確化に関する相談窓口を開設。
- ✓ 相談窓口に寄せられた質問を精査し、Q&Aをホームページに掲載。（令和4年4月更新、今後も随時更新）

## ②説明会等の開催（令和3年11月～令和4年4月までの間で計24回実施）

- ✓ 日本商工会議所主催中小企業向け説明会
- ✓ 国大協、私大協会・私大連盟への説明
- ✓ C I S T E C主催説明会
- ✓ 地域大学説明会（計8ネットワークで実施）
- ✓ 輸出管理に関する内部管理規程(CP)策定企業向け説明会
- ✓ 大学等向けアドバイザー定期連絡会議

## ③雑誌等への寄稿（令和3年12月）

- ✓ 商事法務「NBL」（企業法務担当向け）
- ✓ 経団連タイムス（業界に広く周知する観点）
- ✓ C I S T E Cジャーナル（輸出管理実務担当向け）
- ✓ 日商会議所ニュース（業界に広く周知する観点）

## ④安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）の改訂（令和4年2月）

- ✓ 大学における学生や研究員等への技術提供の確認手続に類型該当性の確認を追加。また、確認手続を行うための資料のひな形や大学が整備すべき内部管理規程のモデルを提示。令和4年4月に英語版を公表。

## ⑤安全保障貿易ガイダンス【入門編】の改訂（令和4年3月）

- ✓ 主に中小企業を対象に、類型該当性の確認手続き等をわかりやすく解説。令和4年5月に英語版を公表。

## ⑥参考資料の充実

- ✓ 誓約書様式、従業員向け、学生向け簡略版資料の公表（日本語、英語）

# 大学等における「みなし輸出」管理の運用明確化への対応①

- 輸出管理部門担当者は、「みなし輸出」管理の運用明確化に関する**制度概要**や**大学等において必要となる対応を理解・把握**。
- 大学等における輸出管理の最高責任者（学長等）や輸出管理統括責任者等とともに**大学としての対応方針を定める**とともに、**輸出管理部門以外の関係部門（人事、総務部門等）**や**教職員等への周知・対応依頼**を実施。

## 大学としての対応方針決定

- 制度への具体的な対応として**必要な作業を洗い出し**、各作業にかかる**スケジュールを策定**
- **大学としての対応方針**として、特定類型該当性の確認方法や該当者の取扱い、輸出管理内部規程や帳票の改訂、輸出管理部門以外の他部門を含めた対応体制などを**決定**  
※大学としての対応方針として、必要な対応や他部門との連携等についてあらかじめ**上位の会議体で合意**を得ておくことで、運用上の具体的な相談をスムーズに進めている大学もあります。



## 関係部門や教職員への説明、対応依頼

- **教職員や学生の採用・受入れに関わる部門**（人事、総務、国際部門等）の**協力を得る**ため、**制度説明と具体的な対応依頼**（採用時の誓約書取得、兼業状況等の特定類型該当性判断に必要な情報提供等）を実施  
※教職員・学生の募集要項への追記文案（特定類型に関する説明）をあらかじめ用意するなど、他部門の負担を軽減しながら対応依頼をした大学もあります。
- **教職員等への制度周知と対応依頼**（受入審査、特定類型該当性の確認手続等）を実施  
※学内での制度概要の説明に当たり、経産省作成資料の活用のほか、大学独自の説明資料やQ&A、動画を用いて学内の周知を行った大学もあります。

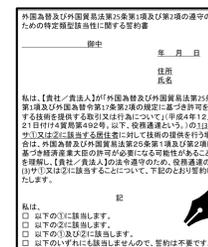


# 大学等における「みなし輸出」管理の運用明確化への対応②

- 大学等に所属する教職員、学生等の特定類型該当性の確認方法を指揮命令下にある・なしに応じて整理。
- 既存の学内手続の流れも確認し、関係部門と連携しながら、**必要となる書類（誓約書等）の用意や、具体的な特定類型該当性の確認フローの作成**を実施。

## 大学等の指揮命令下にある者

(例) 教職員（常勤・非常勤職員）、パート・アルバイト、学生TA、RA



- **新規採用時に誓約書等**を用いて特定類型該当性を確認
- **採用以降は就業規則**に基づく副業・利益相反行為の禁止・報告制による管理
- **令和4年5月1日時点で既に勤務している者は就業規則**に基づく副業・利益相反行為の禁止・報告制による管理。**追加的な誓約書の取得までは不要。**

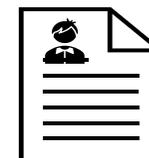
※同日時点で既に**外国法人等と兼業している教職員は特定類型該当者**となります。

※既に勤務している者も含めて誓約書により特定類型該当性を確認している大学もあります。

※誓約書はシステム利用も可  
電子媒体での保存も可

## 大学等の指揮命令下でない者

(例) 学生、特別研究員、招聘教員、名誉教授



- **通常取得する書類（出願書類、履歴書等）**から特定類型該当性を確認
- ※学生について、研究室配属時に特定類型該当性の確認を行うこととしている大学もあります。  
※これらの者についても誓約書により特定類型該当性を確認している大学もあります。



# 大学等における「みなし輸出」管理の運用明確化への対応③

- 特定類型該当者を把握した場合の対応についてあらかじめフローを作成、学内に周知。
- 経済産業省への許可申請は令和4年7月1日以降原則電子申請のみのため、あらかじめ **NACCSシステム利用のための事前手続**を実施。

## 特定類型該当者を把握した場合の対応

- 輸出管理部門において**特定類型該当者の情報を一元的に把握**  
※効率的な輸出管理のため、学内の必要な範囲（例：学部長、担当事務等）にあらかじめ情報を共有することも考えられます。
- **想定される技術提供**について「事前確認シート」又は「審査票」を用いてあらかじめ確認を実施  
※**特定類型該当であると判明した方**に対し、輸出管理部門が**面談**を行い、規制対象技術の提供に当たっては事前に経済産業省への許可申請の手続が必要となることを説明し、**理解と協力を得る**という対応をしている大学もあります。



## 経済産業省への許可申請手続

- 特定類型該当者へ**規制対象技術を提供する場合は経済産業省への許可申請**を実施
- 電子申請のための**NACCSシステムの利用には事前手続が必要**。時間的余裕を持った申込み手続を推奨



[https://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/05\\_naccs/naccs.html](https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/05_naccs/naccs.html)

※特定類型該当者への技術提供が**一律に不許可となるわけではなく**、安全保障貿易審査課へ御相談を。  
※既に取得している包括許可の範囲内であれば**包括許可の利用も可能**。この場合、「技術の利用者」は特定類型該当者に強い影響を与える非居住者。



# みなし輸出管理に関するよくあるご質問



(学内における特定類型該当性の確認)

- ・教員が特定類型該当者であることを確認した場合、どのように対応すれば良いでしょうか。**経済産業省への報告は必要ですか。**
- ・**他機関からの出向者、再雇用される教員**について特定類型該当性の確認はどうすればよいですか。
- ・特定類型該当性についての回答、誓約書の提出の可否は**本人に委ねられる**と考えてよいでしょうか。

(就業規則と誓約書の関係)

- ・本学では、就業規則で兼業や利益相反行為を禁止又は届出制としております。就業規則は新規採用者も対象となっていますが、特定類型該当性確認の観点で、**新規採用者から別途、誓約書を取得する必要はありますか。**



(特定類型該当者情報の取扱い)

- ・学内に特定類型該当者がいます。技術提供を行う可能性のある方に**事前に情報共有**しようと思います。**学外含めどの範囲ならば問題ないでしょうか。**
- ・企業との共同研究において、規制技術を扱うかどうかに関わらず、「**特定類型該当者リストを提示すること**」「**特定類型該当者を共同研究に参加させないこと**」などを求められました。大学としてはどのように対応すればよいでしょうか。



(許可申請関係)

- ・特定類型に該当する居住者への技術提供について許可申請を行う場合、**特定類型に該当することだけで一律に不許可になりますか。**
- ・特定類型に該当する居住者への技術提供は、**キャッチオール規制**の対象になりますか。



# 「みなし輸出」管理の明確化に関するQ&A及び相談窓口

- 「みなし輸出」管理の明確化に関する各種の説明資料を一元的にまとめた専用ページを設置。制度概要資料やガイダンス（大学向け・企業向け）、大学教職員や学生向けに簡略化された説明資料、パブリックコメント結果、詳細なQ&A（全56問）を掲載。
- 大学・企業からの相談窓口を設置、文言解釈や特定類型該当性確認手続に関する個別相談に対応。

## 専用HPリンク

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html>

## Q&A

### 【イメージ】

#### 1. 特定類型全般について

Q1：今回の運用明確化の適用日が令和4年5月1日であるということは、令和4年4月から雇用される従業員について、特定類型該当性に関する誓約を求めるとはならないということでしょうか。また、4月入学の学生についても入学の際の特定類型該当性確認は不要でしょうか。

- ご理解の通りです。
- 令和4年4月から雇用される従業員については、本明確化時点で、既に雇用されている従業員と扱っていただいても構いません。すなわち、当該従業員からの誓約書の取得は必要ありません。
- 令和4年4月入学の学生についても、外為法上、本明確化の適用日までに特定類型該当性確認は必要ありませんが、本明確化後に技術を提供する場合には、特定類型該当性の確認を行っていただく必要があります。

## 相談窓口

※相談窓口にて御相談の際は、HP掲載の各種説明資料やQ&Aを御参照の上、御相談ください。

①特定類型該当性やその確認手続に関する相談窓口：[bzl-minashi-QA@meti.go.jp](mailto:bzl-minashi-QA@meti.go.jp)

- a 通達の文言解釈に関するご相談
- b 個別事案における対象者の特定類型該当性に関するご相談
- c 類型該当性確認手続の規程等への記載に関するご相談
- d その他制度全体に関するご相談（②の内容を除く）

②許可申請書類・記載内容に関する相談窓口：[bzl-gqfcbf@meti.go.jp](mailto:bzl-gqfcbf@meti.go.jp)

- a 「みなし輸出」関連の役務取引許可申請に当たって必要となる書類に関するご相談
- b 「みなし輸出」許可申請に当たって必要となる書類の記載内容に関するご相談

### **3. 大学・研究機関における機微技術管理**

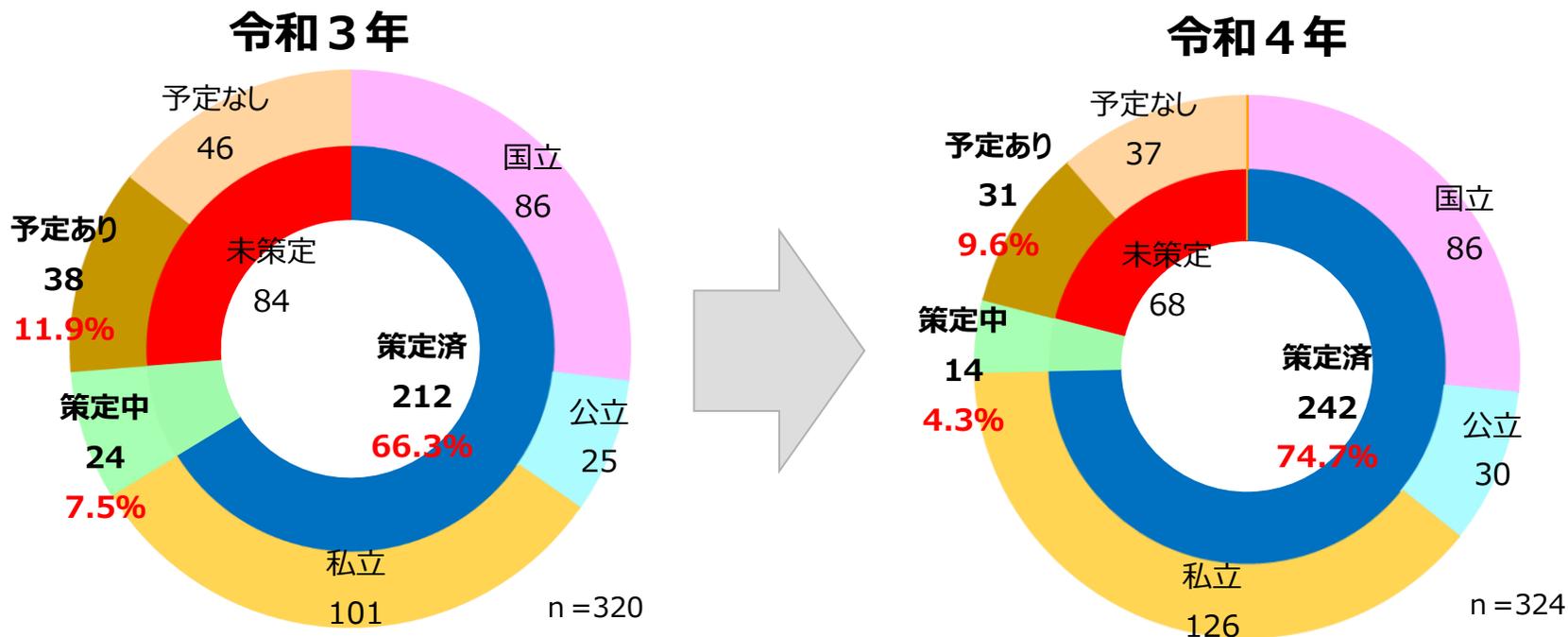
# 大学における安全保障貿易管理の内部規程の策定状況

- 国立大学は、全ての大学が内部規程を策定。公・私立大学も内部規程策定が進み、策定済みの大学が242大学に増加※。

※ 昨年調査未回答で、今年の方が策定済であった大学を含む。

- 内部規程を策定済みの大学は約75%（昨年度は約66%）。策定中／策定予定ありを含めると、約89%（昨年度は約86%）となった。

## 「国立大学」及び「医歯薬理工系学部を置く公立・私立大学」における安全保障貿易管理の内部規程策定状況の推移



(出典) 文部科学省・経済産業省合同調査（令和3年）、文部科学省・経済産業省合同調査（令和4年）

# 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイドンス（大学・研究機関用）

- 外為法の遵守及び効果的な体制整備、機微技術管理を促進する目的で、大学・研究機関が実施すべきことを取りまとめたもの（平成20年に初版を策定）。（<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/daigaku.html>）
- 経産省HPに公表し、大学・研究機関に幅広く活用されている。研究者が直面する活動ケースに合わせた管理手法や組織体制を具体的に提示しているほか、モデルとなる安全保障輸出管理規程、事前確認シートや審査票等の帳票類の例示を行っている。
- **みなし輸出管理の運用明確化等の施行（令和4年5月1日）にあたり、大学等における制度改正への適切な対応を後押しするため同年2月に改訂、内容を大幅に拡充（109頁→137頁）。同年4月に英語版公表。**

（改訂の主なポイント）

## ✓ 特定類型該当者について、具体例を踏まえた説明

（具体例）日本の大学の教授であり、外国の大学と雇用契約を結び教授職を兼職している者  
外国政府から留学資金を得ている留学生  
外国政府の人材獲得プログラムに参加し、多額の研究資金や生活費の提供を受けている研究者 等

## ✓ 特定類型該当者の確認方法の解説

（概要）	受領者が提供者の指揮命令下でない場合	受領者が提供者の指揮命令下にある場合
	受領者との契約書、受け入れる際に得ている履歴書等で該当性を確認。	<b>当該受領者の受け入れ（採用）時：</b> 該当性を申告させる誓約書を取得し、確認。 <b>勤務時：</b> 該当となった場合に報告させる義務を課し、報告の有無及び内容を確認。

※このほか、特定類型に該当する可能性があるとして経産省が連絡をする場合は適切に対応。

## ✓ 特定類型該当者の確認の簡易チェックシート、誓約書例を追加

## ✓ 制度改正を反映した内部管理規程の改訂例を提示

### （誓約書例）

外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書

御中  
 年 月 日

住所  
 氏名

私は、【貴社／貴法人】が「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成4年12月21日付け4質局第492号。以下、役務通達という。）の1(3)サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び第2項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、【貴社／貴法人】の法令遵守のため、役務通達1(3)サ①又は②に該当することについて、下記のとおり誓約いたします。

記

- 私は、
- 以下の①に該当します。
  - 以下の②に該当します。
  - 以下の①及び②に該当します。
  - 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。

みなし輸出  
 管理の  
 運用明確化  
 への対応

# 大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

- **大学・研究機関における教職員への周知・教育のためのツール**として、「大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング」を経済産業省安全保障貿易管理HPに公開。
- ①「安全保障貿易管理の必要性」、②「安全保障貿易管理の制度概要」、③「個別ケースでの留意事項：前編（日常の研究活動の中で）」、④「個別ケースでの留意事項：後編（外国人留学生・研究者受入れ、共同研究）」、⑤「該非判定時の合体マトリクス表の使い方」の5つのテーマで日本語・英語で動画による学習が可能（英語版は①～④のみ）。日本語版はクイズによる学習も用意。
- **みなし輸出管理の運用明確化等の制度改正を踏まえて改訂中**、改訂版を令和4年度中に公開予定。

## 【学習動画】

リスト規制

- 武器及び大量破壊兵器等の開発等に転用可能な高度な技術や貨物に該当する場合、輸出等の仕向地に問わず、経済産業大臣の事前許可が必要となる制度。
- 提供しようとする技術、または輸出しようとする貨物が、法令で規制されているものであるか否かを判定することを「該非判定」といふ。
- 該非判定のツールとして規制対象となる品目と仕様(スペック)を一覧化した「貨物・技術の合体マトリクス表」は、経済産業省ホームページから最新のものをダウンロードすることができる。

該非判定

- 提供しようとする技術、又は輸出しようとする貨物が、法令で規制されている品目であるか否かを判定すること

貨物・技術の合体マトリクス表

- 規制対象となる品目と仕様(スペック)を一覧化した表のこと
- 経済産業省ホームページから最新のものをダウンロードすることができる
- 品目は、「輸出貿易管理令(輸出令)別表第1」及び「外国為替令(外為令)別表第1」に、仕様(スペック)は「貨物等令」<sup>注1)</sup>に、規定されている

注1) 貨物等令：輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表第1に基づき貨物又は技術を定める令

(1 of 2)大学・研究機関における安保管理～制度概要～

4,261 回視聴・2018/05/29

metichannel  
チャンネル登録者数 3.88万人

チャンネル登録

もっと見る

## 【クイズ】

安全確保貿易管理

経済産業省

安全確保貿易管理\*\*Export... X

ホーム>大学・研究機関>クイズ2

大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

クイズ2 ～安全保障貿易管理の制度概要～

このページを印刷する

大学・研究機関の教職員向けe-ラーニング

正解

安全保障貿易管理では、貨物の輸出だけでなく、技術の提供も管理の対象となります。

【技術の提供についての説明】

外為法では、大量破壊兵器等及び通常兵器の開発等に転用可能な規制対象技術の流出を防止する観点から、規制対象技術を、

- ①居住者から非居住者に提供することを目的とする取引、
- ②技術の提供者や相手先が居住者であっても非居住者であっても、外国において提供することを目的とする取引、
- ③技術の提供をU S B等で持ち出す行為、
- ④規制対象技術の電子データを外国に送信する行為、

を行うおとす場合には、事前に経済産業大臣の許可が必要となります。また、これら取引に係る規制を補完するため、外国において提供することを目的として、

③規制対象技術をU S B等で持ち出す行為、

④規制対象技術の電子データを外国に送信する行為、

を行うおとす場合には、経済産業大臣の許可が必要となります。

安全確保貿易管理の概要

申請手続き

企業等の自主管理の促進

事後審査(外為法違反について)

説明会

関係法令

Q&A

リンク集

ENGLISH PAGE

サイト内検索

検索

拡張検索

# ヒヤリハット事例集

- 「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）」の補助資料として、輸出管理の現場において起こりうると考えられる、法令違反に繋がりにくい想定事例と対処を紹介（最新の更新は令和2年1月）。
- これらの事例を参考に、大学・研究機関による組織的な取組みに加え、研究者自身もこうした事例が発生しないよう取り組んでいただくことが重要。

## 【イメージ】



経済産業省

「安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)」関連資料

## 大学・研究機関における 安全保障貿易管理に関する ヒヤリハット事例集

令和2年1月（更新）

経済産業省  
安全保障貿易管理課

※このヒヤリハット事例集は、新しい事例の入手次第

### 外国出張における公知性の判断

分類：技術の提供

#### 内容

X教授から外国出張の申請書が提出され、業務内容欄には、「学会発表及び研究概要打合せ」と記載されており、輸出管理上の判定欄には「公知」と記載されていた。  
輸出管理担当部署からX教授に「研究概要打合せ」の内容を確認すると、A国α研究所と共同研究の可能性を探るため、非公開の情報を用いて情報交換を実施するものであった。

#### 対処

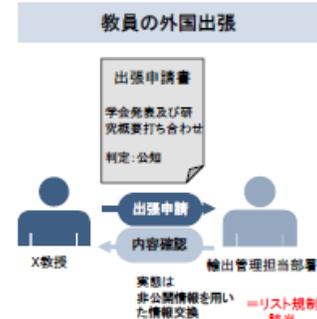
非公開の情報の該非判定の結果、リスト該当であることが判明した。

#### 原因

学会発表と打合せを行う場合の提供技術の公知性の判断はそれぞれに必要であるが、X教授は適切に判断することを怠った。

対策・  
アドバイス

- ✓ 輸出管理手続きのための正しい理解を徹底しましょう。
- ✓ 特例の適用は、教員任せにせず、輸出管理担当部署において適切に審査することが必要です。



# 大学・研究機関における安全保障貿易管理に関する事例集 [監査編]

- 監査の実施について、学内規程には定めているものの、実際にどのように進めたらいいのかわからない、というご意見を踏まえ、監査の一般的な実施手順と、特徴的な取り組みを併せて行っている大学の事例を紹介。
- 大学等において、本事例集で紹介している監査事例を参考に、自学の規模や管理体制、学内事情等を踏まえた監査の実施目的、対象、実施方法等について検討・実施いただくことを目的として、令和4年7月に公表。

## 【一般的な実施手順紹介イメージ】

### 第1章 監査の一般的な進め方

#### PDCAの各段階における実施事項や工夫について紹介する

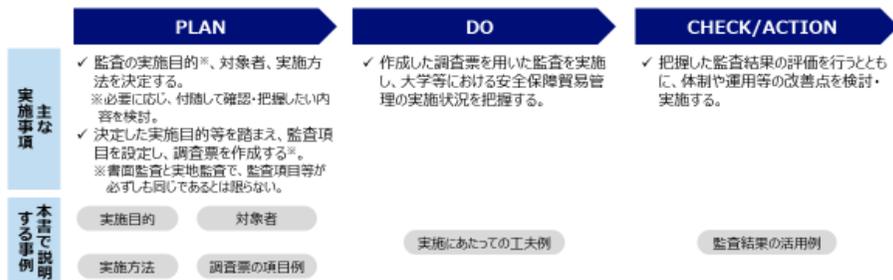
第1章における紹介内容は、本内容に沿った監査の実施を求める趣旨ではなく、**一般的な実施手順の代表的なパターンを紹介するものです。**  
 実際の実施方法については、大学等の規模や管理体制、学内事情等に応じて検討してください。

■ 監査を行うにあたっては、PDCAサイクルにおける以下の各フェーズについて検討・実施する事項があります。

- 準備・計画 (PLAN)
- 実施 (DO)
- 評価・改善 (CHECK/ACTION)

■ 第1章では、「PLAN」フェーズにおいて検討・実施する事項のうち、実施目的や対象者、実施方法（書面and/or実地）についていくつかのパターンを紹介します。各フェーズの具体的な事例については、第2章において紹介します。

#### 監査のフロー



## 【大学の事例紹介イメージ】

### 事例1 A大学

#### 監査に係る基本情報

##### 監査の実施概要

頻度	年1回
実施方法	■書面 ■実地
付随的な実施目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教員の理解度を確認する</li> <li>■ 機微な技術・貨物の保有状況を把握する</li> <li>□ 周知（教員の理解促進等）</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 部局長・部局責任者</li> <li>・ 教員</li> <li>□ 全教員 ■ 一部教員</li> <li>・ 事務職員</li> <li>■ 輸出管理担当者</li> <li>□ 一般職員（輸出管理担当者を除く）</li> </ul>

##### 監査の実施フロー



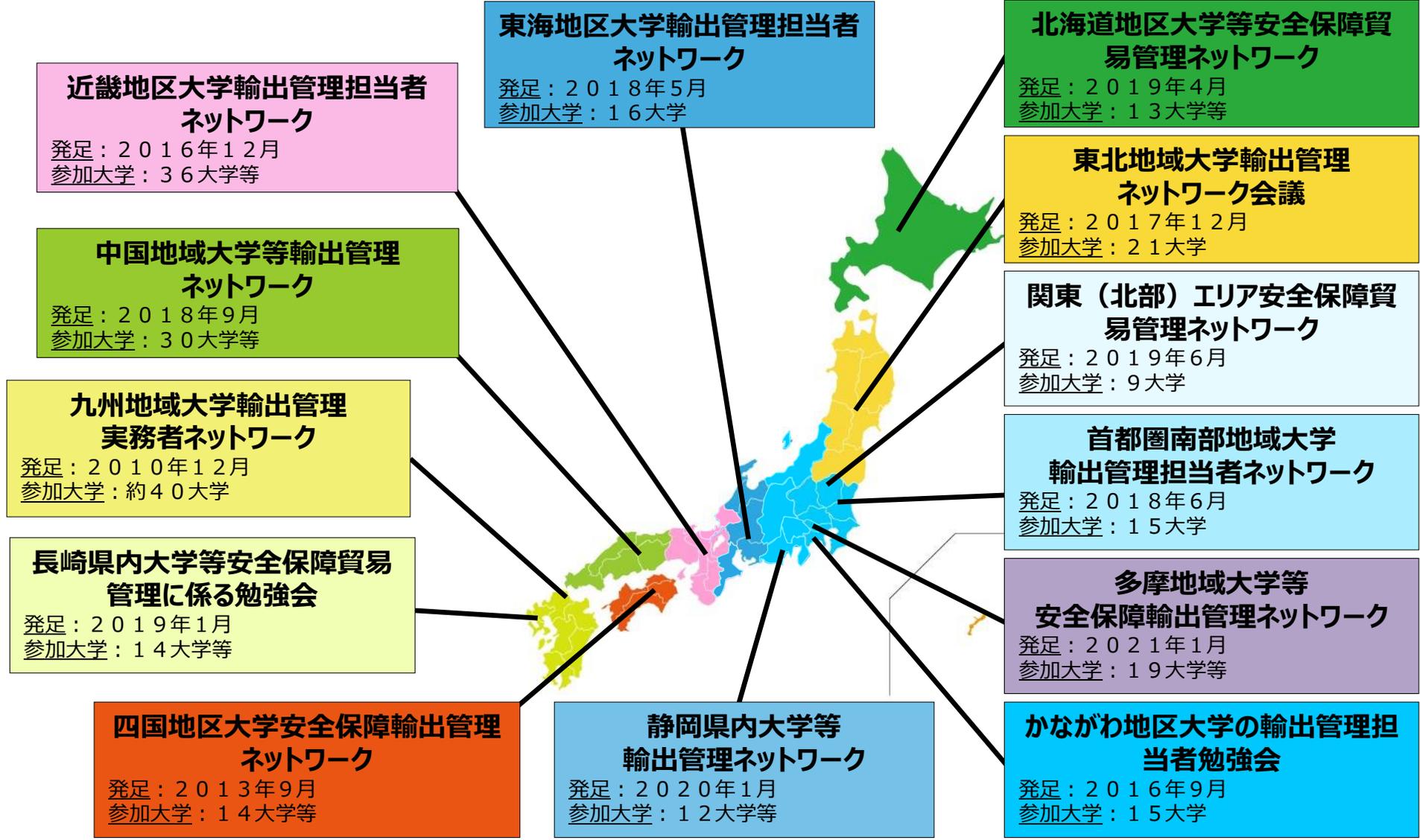
##### 監査の概要・ポイント

- ▶ **監査対象の抽出** ⇨工夫1
  - ・ 書面監査は、2018年度までは全部局を対象に実施していたが、2019年度から方針を変更し、実地監査の対象となる一部の部局のみ書面監査を実施している。
  - ・ 毎年6～8部局程度について書面監査と実地監査を行い、4～5年程度で全ての部局を監査するというローテーション実施としている。
  - ・ 部局輸出管理担当者（事務職員）へのヒアリングに加え、委員会審査案件の申請教員へのヒアリングも実施している。
- ▶ **監査項目の設定、監査の実施** ⇨工夫2
  - ・ 主に以下の4項目を監査している。①～③は実地監査項目、④が書面監査項目となっている。
    - ① 判定手続（事前確認、談非判定・取引審査）及び留学生等の受入期間終了前確認の履行状況
    - ② 部局内の周知、関係部署間の連携及び教育研修の実施状況
    - ③ 委員会審査案件（懸念先を相手先とする案件）の管理状況
    - ④ 前年度の指摘に対する再発防止のための対応【書面監査】
- ▶ **監査結果の活用** ⇨工夫3
  - ・ 監査報告書を作成し、学内限定イントラで公開。部局名は公開しないが、優れた取り組み、不十分な内容というものが掲載している。

# 地域ネットワークの形成

令和4年12月時点

- 大学の輸出管理担当者を対象とした情報交換、スキルアップを目指すことを目的とし、全員参加型で意見交換等を行う大学間のネットワークが地域毎に形成されている。



# アドバイザー派遣事業

- 輸出管理体制未構築の大学や研究機関（大学等）及び体制を構築したものの、運用が十分でない大学等に対し、大学等の輸出管理について経験や知見を持つアドバイザーにより、依頼に基づいた派遣相談及び個別相談会開催による個別相談を通じた支援を行っている。

令和4年度 安全保障貿易自主管理促進事業



大学・研究機関における安全保障貿易管理体制の  
運用改善・構築を支援するための

## アドバイザー派遣事業のご案内

### 事業の目的



なぜ今、安全保障貿易管理が重要なのか？

国際的な学術交流が進捗し、共同研究の機会や留学生の受入れが拡大する中、大学や研究機関が保有する機微技術の流出の懸念が高まっています。このため、安全保障貿易管理への厳格な取組みが必要となっています。



アドバイザー派遣事業とは？

経済産業省は、大学等における安全保障貿易管理の着実な実施及び構築を支援するためのアドバイザー派遣事業を昨年度に引き続き実施します。アドバイザーは実際に大学等で管理体制の運用改善や構築に携わった経験を豊富に持っています。疑問やお悩みをお持ちの大学等関係者様方は、ぜひお気軽にアドバイザー派遣をご活用下さい。支援費用は発生しません。

(経済産業省より 株式会社野村総合研究所 受託)

安全保障貿易管理・運用上の課題解決や  
管理事案の相談について支援します



内部管理規程の策定など体制構築を支援します

### お申込み・お問合せ窓口

派遣のお申込み  
・事業  
に関するお問合せ

株式会社野村総合研究所 安全保障貿易自主管理促進事業 事務局  
Tel : 03-5877-7371 (受付時間 10:00~16:00)  
Email : export\_control@nri.co.jp  
担当 : 河原、一丸、芦田、齋藤 (しもむら)  
期間 : 2022年4月1日~2023年3月31日

安全保障貿易  
管理制度概要  
に関するお問合せ

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理課 安全保障貿易管理課 大学指導班  
Tel : 03-3501-2800  
Email : bzl-qqfbh@meti.go.jp  
公式サイトでは、安全保障貿易管理に関する  
各種資料、新着情報などを掲載しています  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

令和4年度 安全保障貿易自主管理促進事業



## 管理体制の運用改善・構築におけるアドバイザーの役割

管理体制の運用改善・構築の実施項目や検討内容は、それぞれの大学等により様々です。以下は、その一例です。派遣するアドバイザーは、大学等の検討・運用状況に応じた支援・助言を行います。支援・助言は、大学等への実際の訪問の他、電話・メール等でも実施します。

### 大学等における実施検討項目例



個別の取引の管理方法を相談したい



学内への周知を進めたい



幹部・教職員の理解を得たい



現在の管理体制を改善したい



新たに管理体制を構築したい

### アドバイザーによる支援内容例

大学等の体制に即して助言します

学内説明会資料の作成を支援します

説明会における説明支援を行います

体制改善のための対応を行います  
(課題聞き取り、助言等)

管理体制の構築を支援します  
(内部管理規程案の確認等)

## アドバイザー派遣制度を利用した大学等担当者の声



学内説明会では、専門的な知識に基づきつつ、教員にも分かりやすく説明をしていただきました。研究担当の幹部からも理解を得られました。

法令上の解釈や留意事項等について、  
実例を交えてアドバイザーによる支援を受けることができました。



本学の各部署の環境や事情を考慮した上で、柔軟な対策を提案いただけました。

国内外の動向や制度改正情報をタイムリーに連絡いただき、またその対応等についても丁寧に助言いただきました。



教員視点、事務職員視点の両視点から本学を見てくださっています。双方のニーズを上手く捉えて体制整備のサポートをしてくれました。

新型コロナウイルス感染症の影響下でもオンライン形式により相談対応いただき、輸出管理体制の構築に支援をきたすことがありませんでした。

# 経済産業省 安全保障貿易管理ホームページ

最新の制度改正  
情報を掲載

安全保障貿易管理制度  
の概要を紹介

許可申請に関する  
大半の基本情報を掲載  
・リスト規制マトリクス  
・キャッチオール規制  
の確認 等

TOPICS  
最新の制度改正

- ▶ 輸出貿易管理令の運用についての一部を改正する通達等について(2022.5.30)
- ▶ 「輸出管理内部規程の届出等について」の一部改正について(2022.4.13)
- ▶ ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置を実施します(措置の対象となる貨物及び役務取引等について)(2022.3.15)
- ▶ 「電子情報処理組織を使用して行う特定手続に係る申請項目について」の一部改正について(2022.3.15)
- ▶ 外国ユーザーリストの改正について(2022.3.10)
- ▶ 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について(2022.3.3)
- ▶ 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について(2022.2.26)
- ▶ 「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る届出書類及び注意事項等について」の一部を改正する通達について(2022.2.18)
- ▶ 「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達について(2022.1.17)
- ▶ 半導体製造用ポンプ・バルブ等の輸出管理の合理化について(2021.11.18)

**安全保障貿易管理の概要**  
・制度の概要を知りたい方はこちら

**申請手続き**  
・許可申請を行おうとする方はこちら

**企業等の自主管理の促進**  
・輸出者等遵守基準や輸出管理内部規程について知りたい方はこちら

**関係法令**  
・関係法令の条文や規制対象の品目を調べたい方はこちら

**大学・研究機関の自主管理の促進**  
・大学・研究機関向けの情報はこちら

**中小企業等への支援**  
・輸出管理体制構築支援等の情報はこちら

- 企業等の自主管理の促進
- 事後審査(外為法違反について)
- 関係法令
- Q&A
- リンク集
- ENGLISH PAGE

よくある質問とそれぞれに関する回答を掲載

2022年7月以降、輸出許可申請は電子申請のみ

大学・研究機関向けの情報を掲載※(説明会、アドバイザー派遣事業、ガイダンス等)

企業向けの情報を掲載※(説明会、アドバイザー派遣事業、参考動画等)

- キーワードで調べる
- 外為法改正 | 貨物・技術のマトリクス表 | 輸出管理内部規程 | 輸出者等遵守基準 | 外国ユーザーリスト | 参考情報：政省令・EU規制番号対比表 | 個人輸出 | 大学・研究機関 | 中小企業 | 大韓民国向け輸出管理の運用の見直し | ガイダンス(企業等向け) | 半導体製造用ポンプ・バルブ等の輸出管理の合理化 | みなし輸出管理の明確化 | 国カテゴリーの変更

貨物・技術のマトリクス表、  
外国ユーザーリストを掲載

**申請窓口**  
経済産業省 安全保障貿易審査課  
(本館14F東8)  
東京都千代田区麹町1丁目3番1号

**窓口の受付時間**  
新型コロナウイルス感染症対策のため、郵送または電子にて申請してください。また、ご相談は電話またはメールでご連絡ください。感染症予防のため、対面での申請・相談は原則受け付けておりません。

**許可証の受領時間**  
感染症予防のため、窓口での許可証の交付は原則行っておりません。

みなし輸出管理の  
明確化関係参考資料  
(概要、Q&A  
等)を掲載